核医学診断/治療に関する医科診療報酬点数表

第2章 特揭診療料 第3部 検査 第4節 診断穿刺・検体採取料

「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」(令和6年3月5日 厚生労働省告示第57号) 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和6年3月5日 保医発0305第4号)

告示	通知
通則	1~3 (※略)
 手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。 処置の部と共通の項目は、同一日に算定できない。 	4 「D409」リンパ節等穿刺又は針生検から「D413」 前立腺針生検法までに掲げるものを CT 透視下に行った場合は、「E200」コンピューター断層撮影(CT 撮影)の所定点数を別途算定する。ただし、第2章 第4部第3節コンピューター断層撮影診断料の「通 則2」に規定する場合にあっては、「通則2」に掲げる点数を算定する。